

第30表 刑法犯の罪種別認知・

罪 種	認 知 件 数	検 挙 件 数				
		総 数	管 内 事 件	他 府 県 事 件		
総 数	186,432	51,198	45,777	5,421		
凶 悪 犯	殺 人	114	113	112	1	
	嬰 児 殺 害	3	2	2	-	
	強 盗 殺 人	6	7	7	-	
	強 盗 傷 人	216	134	131	3	
	強 盗 強 姦	9	10	10	-	
	普 通 強 盗	334	244	244	-	
	放 火	97	66	66	-	
	強 姦	178	149	148	1	
	粗 暴 犯	凶 器 準 備 集 合	-	-	-	-
		暴 行	4,165	2,588	2,588	-
		傷 害	3,152	2,106	2,105	1
		傷 害 致 死	9	8	8	-
		脅 迫	332	264	264	-
窃 盗 犯	恐 喝	602	378	375	3	
	侵 入 窃 盗	8,042	6,071	3,887	2,184	
知 能 犯	非 侵 入 窃 盗	131,185	23,045	21,706	1,339	
	詐 欺	6,160	2,773	1,914	859	
	横 領	192	116	114	2	
	偽 造	867	691	609	82	
	汚 職	1	1	1	-	
	背 任	2	2	2	-	
風 俗 犯	賭 博	35	35	35	-	
	強 制 わ い せ つ	837	475	472	3	
	公 然 わ い せ つ ・ 物	470	423	385	38	
そ の 他 の 刑 法 犯	占 有 離 脱 物 横 領	8,380	8,569	7,940	629	
	（うち）自 転 車 占 脱	7,546	7,846	7,333	513	
	公 務 執 行 妨 害	676	663	663	-	
	住 居 侵 入	1,185	762	585	177	
	盗 品 等	177	183	152	31	
	器 物 損 壊 等	18,547	1,006	966	40	
そ の 他	459	314	286	28		

注1 刑法犯とは、刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る第208条の2及び第211条の罪を除く。）、爆発物取締罰則、決闘罪に関する件、暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律、航空機の強取等の処罰に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、流通食品への毒物の混入等の数値：刑事総務課

検挙状況及び被殺傷者数

検 挙 人 員		当庁事件の 他府県警察 検 挙 件 数	被 殺 傷 者 数			
総 数	うち) 少年		総 数	死 者	重 傷 者	軽 傷 者
40,065	7,790	2,939	3,848	74	422	3,352
116	6	-	110	31	41	38
2	-	-	3	3	-	-
9	-	-	7	7	-	-
212	68	-	225	-	24	201
6	-	-	3	-	1	2
235	33	-	-	-	-	-
51	2	-	4	4	-	-
134	11	2	21	-	1	20
-	-	-	-	-	-	-
2,643	93	1	-	-	-	-
2,659	413	-	3,363	-	346	3,017
9	-	-	9	9	-	-
276	11	2	-	-	-	-
438	73	4	-	-	-	-
925	87	651	-	-	-	-
18,805	4,806	1,344	-	-	-	-
1,325	103	494	-	-	-	-
108	1	3	-	-	-	-
251	9	43	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-
262	1	-	-	-	-	-
355	17	6	39	-	-	39
468	38	73	-	-	-	-
8,531	1,720	152	-	-	-	-
7,820	1,564	120	-	-	-	-
582	23	-	-	-	-	-
542	101	16	-	-	-	-
165	75	17	-	-	-	-
667	82	29	-	-	-	-
284	17	102	64	20	9	35

防止等に関する特別措置法、サリン等による人身被害の防止に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律に規定する罪をいう。

2 少年とは検挙時20歳未満の者をいい、重傷者とは加療日数が1か月（30日）以上の負傷者をいう。